

札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(素案)に対する市民意見の概要と札幌市の考え方、及び同ガイドラインの策定について

平成 20 年 (2008 年) 1 月
札幌市市民まちづくり局地域振興部

札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（素案）について寄せられたご意見と札幌市の考え方を公表いたします。

平成 19 年（2007 年）12 月 1 日から平成 20 年（2008 年）1 月 4 日の 35 日間にわたり、札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（素案）についてのご意見を募集させていただいたところ、市民の皆さんから合計 131 件の貴重なご意見をいただくことができました。

以下、お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

- 1 寄せられた意見者数 ... 34 名、1 団体
- 2 寄せられた意見の内訳 ...131 件

策定全般に関すること	38 件
内容に関すること	54 件
公表後に関すること	13 件
ガイドライン（素案）に対する意見以外のもの	26 件
合 計	131 件

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

【策定全般に関すること（38件）】

項目	意見の概要	札幌市の考え方
取組への賛意等	<p>防犯カメラの設置や運用についてのガイドラインを定めることは必要であり、今回の取組について賛成である。</p> <p style="text-align: right;">（16件）</p>	<p>必要性や早期策定を望む皆様のご意見を踏まえて、札幌市では検討を進め、このたび、別添のとおりガイドラインを策定いたしました。</p>
	<p>このたびのガイドラインが早く作成されることを望む。</p> <p style="text-align: right;">（3件）</p>	
ルールの必要性	<p>各店舗で既に独自のルールがあるため、市がガイドラインを策定する必要があるのか。</p> <p style="text-align: right;">（1件）</p>	<p>札幌市が実施した「地域防犯に係る市民アンケート」(平成18年8月)の結果では、多くの市民の皆さんが、防犯カメラの必要性を認めながらも、その約6割はプライバシー保護に関する懸念を抱き、さらに、画像の無断・不正使用などの不安を抱いている市民も約3割に上ることが判明しています。その一方で、防犯カメラを設置していると考えられる事業者等の皆さんを対象に札幌市が実施した「防犯カメラの設置運用状況に関する調査」(平成19年2月)により、防犯カメラを設置している事業者等の皆さんの半数以上が、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を設けていない事実も明らかとなったところです。</p> <p>このような背景を踏まえ、このたびのガイドラインを策定したものであります。</p>
	<p>安全・安心の確保のために、カメラの有用性の視点に立って、ガイドラインを制定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（2件）</p>	

<p>ルールの位置づけ</p>	<p>市内の実態や市民の意識を踏まえると、防犯カメラの設置を妨害するような内容にはなってほしくはないし、特に条例化することは適当ではない。</p> <p style="text-align: right;">(6 件)</p>	<p>札幌市といたしましては、市民の皆さんのプラバシー保護への配慮、防犯カメラに対する不安感解消、そして防犯カメラの設置と運用に係る適正化を促進するためのルールづくりが必要であると考えたところであり、このたびの取組は、防犯カメラの設置を規制したり、促進するためのものではありません。</p> <p>また、ルールの位置づけにつきましては、以下の点から、法的拘束力がなく、適用の柔軟性に富むガイドラインによることが適当だと判断いたしました。</p>
	<p>カメラの設置にあたっては、問題が発生しないように、規制が必要であろう。</p> <p style="text-align: right;">(1 件)</p>	<p>また、ルールの位置づけにつきましては、以下の点から、法的拘束力がなく、適用の柔軟性に富むガイドラインによることが適当だと判断いたしました。</p>
	<p>「ガイドライン」とすることの意図が不明である。</p> <p style="text-align: right;">(1 件)</p>	<p>また、ルールの位置づけにつきましては、以下の点から、法的拘束力がなく、適用の柔軟性に富むガイドラインによることが適当だと判断いたしました。</p>
	<p>ガイドラインであるため、まずは事業者等の自主性を尊重するというスタンスから始めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(2 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラを設置している事業者等の4割以上が既に何らかの基準を設けていることや、ほとんどの事業者等は、防犯カメラに関する苦情を受けたことがないという札幌市内の状況 ・ さまざまな規模の事業所や、多様な設置・撮影環境が想定されること
	<p>ガイドラインの公表後、その普及度を勘案し、浸透していないのであれば条例化も検討するべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">(1 件)</p>	<p>なお、ガイドラインを公表後、肖像権の権利侵害等の不適正な設置・運用の実態が確認され、何らかの規制を求める情勢が生じた場合には、改めて条例化の検討も視野に入れる必要があると認識しております。</p>

適用の対象	<p>本素案は、事業者のみならず、札幌市、北海道、国といった他の公共機関も対象とすべきである。</p> <p>(4 件)</p>	<p>札幌市が実施した調査によると、市内の事業者等が 8,000 台を超える非常に多くの防犯カメラを設置しているということが明らかとなりました。</p> <p>その一方で、防犯カメラを設置している事業者等の半数以上が設置管理や運用に関する基準を設けていないことから、まずは対象の中心を事業者等といたしました。</p> <p>事業者等を対象にしたこのたびのガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用のために配慮すべき必要最低限の事項を示したものです。</p> <p>また、札幌市では、札幌市個人情報保護条例及び札幌市個人情報保護審議会答申に基づき、市有施設に設置する 1,205 台（19.4.1 現在）のカメラの管理及び運用を行っているように、公共的責務を負いながらプライバシーの保護に努めるべき公共機関においては、より厳格なルールによって定義されるべきであると考えます。</p> <p>したがって、これら公共機関に対しては、このたびのガイドライン以上の基準を整備するよう、札幌市として働きかけていきます。</p>
	<p>事業者等の「等」が何を指すのか、明確にするべき。</p> <p>(1 件)</p>	<p>地域防犯活動団体や商店街振興組合などを示します。</p> <p>なお、「等」について明確にするべきというご意見を踏まえ、ガイドライン公表時に配布するパンフレットに記載することといたします。</p>

【内容に関すること（54件）】

項目	意見の概要	札幌市の考え方
目的	<p>目的について、カメラの設置を促進するためのガイドラインであるかのように読めるため、再考をお願いしたい。 (1件)</p>	<p>防犯カメラの設置促進を目的としているように読めるというご意見を踏まえ、文言を以下のとおり変更いたします。</p> <p>「このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。」</p>
	<p>ガイドライン策定の目的は、一義的に「市民のプライバシー保護」におくべきである。 (3件)</p>	<p>市民の皆さんのプライバシーを保護するためにも、防犯カメラの設置及び運用に係る適正化を促進していく必要があると考えております。</p>
	<p>目的における文言を次のように改めるよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「防犯カメラの適正な設置及び運用を促進すること」を「防犯カメラの設置及び運用を規制すること」に。 (1件) 	
	<p>目的における文言を次のように改めるよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業者等が<u>配慮すべき事項</u>」を「設置者等が<u>遵守すべき事項</u>」に。 (1件) 	<p>以下の点から、防犯カメラの設置及び運用に係る適正化を円滑に促進していくためには、法的拘束力がなく、適用の柔軟性に富むガイドラインによることが重要であるとと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラを設置している事業者等の4割以上が既に何らかの基準を設けていることや、ほとんどの事業者等は、防犯カメラに関する苦情を受けたことがないという札幌市内の状況 さまざまな規模の事業所や、多様な設置・撮影環境が想定されること <p>広く普及させていくためには、事業者の皆さんの理解と協力が不可欠であることから、14ページに記載している周知活動を積極的に展開していきます。</p>

定義	<p>ガイドラインでは、防犯カメラのみを対象とするのではなく、次のカメラも含めること。</p> <p style="padding-left: 40px;">防犯目的以外の全ての画像記録機能を備えたカメラ (5 件)</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、そのうち報道目的のカメラは、除く (1 件)</p> <p style="padding-left: 40px;">モニター監視のみをしているカメラ (5 件)</p>	<p>このたびの取組は、防犯カメラの全国的な普及状況や札幌市内の設置状況（8,000 台以上）に鑑み、犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）としたカメラをガイドラインの対象としたところであります。</p> <p>それ以外の目的で設置されるカメラを対象にするかどうかについては、今後の状況に応じて検討する必要があると考えております。</p> <p>画像の記録をしていないモニター監視は、窓越しに人が人を直接目視している場合との相違がなく、プライバシーや肖像権の侵害と捉えることは通常ないため、このガイドラインにおいて対象外としたところであります。</p> <p>しかしながら、画像記録装置を有していないカメラに対しても不安を抱く方がいることも想定されるため、いただいたご意見を踏まえ、パンフレットにこのガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱うよう記載するなどし、注意喚起を促していきます。</p>
	<p>施設管理、事故防止、防火・防災のような「常時監視（モニタリング）」を主たる目的としており、犯罪の予防が副次的目的となっているカメラについては、画像記録機能は不要である旨を言及すべきである。 (1 件)</p>	<p>「常時監視」することを前提とする施設管理、事故防止、防火・防災が主目的のカメラであったとしても、犯罪の予防が副次的とはいえ、目的に含まれるのであれば、当該カメラの画像記録機能の必要性については、設置者において個々に判断されることが適当であると考えております。</p>

設置目的の明確化及び撮影の範囲	<p>マンション（共同住宅）やイベントで一時的に設置するカメラ、タクシー内に設置されているカメラについても本ガイドラインの対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">（ 3 件）</p>	<p>マンション等の共同住宅につきましては、特定の住民が利用する極めて私的な建物であること、及びそこに設置されている防犯カメラの撮影対象となるのは、当該住民がほとんどであることから、「不特定多数の者が利用する施設や場所」に設置されている防犯カメラの定義とは性質が異なると判断し、このガイドラインの対象からは除外いたしました。</p> <p>また、このガイドラインは継続的に設置している防犯カメラを対象にしているところではありますが、イベントなどで一時的に設置される防犯カメラにつきましても、いただいたご意見を踏まえ、パンフレットにこのガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱うよう記載するなどし、注意喚起を促していきます。</p> <p>なお、タクシー内のカメラであったとしても、定義に該当しているものは、このガイドラインの対象となります。</p>
	<p>マンションをガイドラインの対象としないことは適当である。</p> <p style="text-align: right;">（ 1 件）</p>	<p>このたびの取組は、市民の皆さんのプライバシー保護への配慮、防犯カメラに対する不安感の解消、そして防犯カメラの設置と運用に係る適正化を促進するためのものであり、防犯カメラも含む全てのカメラの設置を規制したり、促進するためのものではありません。</p> <p>また、カメラ設置の正当理由を設けることについては、いただいたご意見の中の判例にありますとおり、設置目的や撮影方法の相当性といったさまざまな要件があることのほか、さまざまな規模の事業所や、多様な設置・撮影環境が想定されることから、札幌市が、一律の基準を定めることは難しいと考えております。</p>
	<p>設置目的及び撮影対象を限定することにより、カメラの設置が許される場合と許されない場合の基準（カメラ設置の正当理由）を設定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（ 1 件）</p>	

	<p>防犯カメラの設置に際しては、設置する正当な目的とその目的達成に係る手段の有効性及び相当性について慎重に検討すべきであるということをガイドラインに明確に掲げるべきである。</p> <p>(1件)</p>	<p>ガイドライン「3 設置目的の明確化及び撮影の範囲」の趣旨は、防犯カメラ設置の目的を明確にするとともに、撮影する範囲と設置する場所について十分検討し、必要な範囲に限って撮影することを促すものであります。</p> <p>この項目を設けていることで、いただいたご意見の趣旨は活かされるものと考えます。</p> <p>なお、本項目が、事業者等の皆さんに明確に理解されるよう、上記の趣旨も併せてパンフレットに記載いたします。</p>
<p>管理及び運用の体制</p>	<p>ガイドライン「4 管理及び運用の体制」の「設置者は必要があると判断する場合、責任者を指定する」としているが、必要があると判断する場合に限らず、「必ず責任者を指定するようにする」、あるいは「指定するよう努める」、などとした方がよいのではないかと。</p> <p>(1件)</p>	<p>この項目は、責任者の設置が不要であるという趣旨ではなく、防犯カメラの管理及び運用に関しては、設置者が行うべきものであることを、で示しております。</p> <p>したがって、「必要があると判断する場合」とは、設置者がこれを行うことが困難な事情がある場合(24時間営業店舗の場合など)であります。</p>
<p>設置の表示</p>	<p>カメラ設置の目的、設置者の名前、連絡先を明示すること。</p> <p>(4件)</p>	<p>撮影される側の防犯カメラに対する不安感の解消を図るため、設置表示が必要であります。</p> <p>店舗内等の防犯カメラのように、設置者が明らかな場合がほとんどと思われるのですが、設置者が誰なのかわかりにくい路上などに防犯カメラを設置する場合には、あわせて設置者名も表示するよう、促すことといたします。</p>
	<p>カメラが設置されていることをあえて表示するよう求めていることは、行き過ぎかと思われるので、再考をお願いしたい。</p> <p>(1件)</p>	<p>以上の点に加え、防犯が目的と明確にわかるように『防犯カメラ作動中』といった表示の例示もパンフレットに記載します。</p>

<p>画像の適正な管理</p>	<p>保存期間を1か月とした根拠を示してほしい。また、ハードディスクで記録・保存している実態に即し、保存期間は、「必要かつ妥当な期間」として、設置者に委ねてはどうか。</p> <p>(1件)</p>	<p>長期間の画像保存は、流出等、不正使用につながる恐れが大きくなるため、一定の保存期間を示し、その後は速やかに消去することが市民のプライバシーを保護する上で適当であると考えます。</p> <p>このガイドラインでは、保存期間を原則として1か月以内としましたが、これは、他自治体の同様のルールにおいても、大半が1か月以内と定めているという事例や、札幌市内における調査の結果(1か月以内が約7割)を踏まえたことによるものです。</p>
-----------------	---	--

画像記録については、防犯や犯罪摘発のために必要な場合に限って再生・閲覧することとして、それ以外の場合には禁止する。また、画像を再生して閲覧する場合には、常に、その目的と閲覧者を記録する措置を講じ、その記録（アクセス記録）を保存すべきである。

さらに、複製は原則として禁止し、第三者提供のために必要となる場合、その他やむを得ない場合にのみ認めることとして、複製した媒体の保管場所を記録・管理すべきである。

（１件）

画像及び知り得た情報を外部提供する際には、提供先と提供内容を全て記録すべきである。

また、本人から画像等の外部提供に係る記録の請求があった際には、設置者は応じるべきである。

（２件）

画像の閲覧又は複製の禁止につきましては、ガイドライン「７ 目的外利用及び外部提供の禁止」において担保されるものと考えております。

また、画像の閲覧、複製又は外部提供をした際に、それらに関して記録することについては、プライバシー保護の観点から、重要であると考えため、以下のとおり、ガイドライン本文を修正いたします。

なお、本人から画像等の外部提供に係る記録の請求があった場合につきましては、事業者において、個々にその妥当性等を検討した上で対処されることが適当であると考えます。

目的外利用及び外部提供の禁止

ア 画像及び知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合

(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ アのいずれかに該当する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

<p>目的外利用及び外部提供については、個々に具体的事例を挙げて説明すべきである。</p> <p>(2 件)</p>	<p>『ア 法令に...』～裁判所からの文書提出命令、裁判官が発行する令状など</p> <p>『イ 捜査機関...』～文書は「捜査関係事項照会書」など</p> <p>『ウ 個人の生命...』～行方不明者の安否確認、災害発生時の情報提供など</p> <p>以上の例示をパンフレットに記載いたします。</p>
<p>目的外利用及び外部提供の禁止の例外で「捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合」は、「法令に基づく手続により照会等を受けた場合」に含まれるのではないか。</p> <p>(1 件)</p>	<p>ご指摘のとおりであります。あえてこの項目を別途設定した理由は、札幌市が平成 19 年 2 月に実施した運用実態調査において、外部提供先の 98.5%が捜査機関であったという状況、及びこのルールはガイドラインであることから、事業者の皆さんが外部提供する際の基準を容易に判断することができるよう、配慮したことによるものであります。</p>
<p>捜査機関へ画像を提出する際には文書によるという素案は、プライバシー保護の観点から適当である。</p> <p>(1 件)</p>	<p>画像及び知り得た情報の目的外利用と外部提供については原則として禁止しておりますが、一定の公共の利益や本人の利益のために合理的な理由がある場合に限って例外を設けております。</p>
<p>捜査機関へ画像を提出する際に、あえて文書を求めていることは、捜査の支障となり、ひいては犯人逮捕が遅れる要素になるのではないか。</p> <p>(1 件)</p>	<p>素案では、「捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による」としましたが、これは、外部提供先の 98.5%が捜査機関であったという状況を踏まえたものであり、この場合は文書提出によることを明示したものであります。</p>
<p>適正な手続きを担保するため、画像の提出時のみならず、閲覧・照会時においても捜査機関からの文書（刑事訴訟法第 197 条第 2 項の「捜査関係事項照会書」等）を求めるべきである。</p> <p>(1 件)</p>	<p>捜査機関から文書を求めることは、より慎重を期し、記録を明確にしておくためにも適当であると考えております。</p>

	<p>本人への画像提供については、逆にその情報が悪用される懸念も想定されるため、内容としていきすぎではないか。</p> <p>(1件)</p>	<p>プライバシーの保護という基本理念に鑑み、本人の同意を得ている場合や本人からの請求があった場合は、情報を開示する必要があると考えます。</p> <p>ただし、この場合に限らず画像を外部提供する際には、設置者において、その妥当性を慎重に検討することが必要です。</p>
な 処 理	<p>苦情処理を設置者にまかせるのではなく、包括的に苦情処理をし、及び適正な管理・運用状況を確認するため、弁護士等を含めた第三者機関の設置を積極的に考えるべきである。</p> <p>(1件)</p>	<p>設置運用状況調査の結果では、防犯カメラに関しての苦情・意見などを受けたことがないと回答した設置者は、92.3%であることから、現在のところ札幌市として第三者機関の設置は考えておりません。</p> <p>なお、札幌市では、随時ガイドラインについてのお問い合わせやご相談に応じていきます。</p>
設 置 基 準 の 作 成	<p>事業者等に、設置基準の作成を求めていることは良いと思う。</p> <p>(1件)</p>	<p>このガイドラインを広く普及させるための重要な一つの方策として考えたものです。</p>
	<p>事業者は、作成する基準を市民の求めに応じて公開すべきである。</p> <p>(1件)</p>	<p>作成した基準は、事業者の内部管理規程であることから事業者において、個々にその妥当性等を検討した上で対処されることが適当であると考えます。</p>

届出	<p>カメラの設置に関する届出制を設けることは反対である。</p> <p>(1 件)</p>	<p>より厳格な実効性を確保するためには、防犯カメラの設置に関して届出制（義務）とすることも考えられますが、他自治体の例を見ましても、その場合は、条例に基づくことが適当であると考えております。</p> <p>しかしながら、市民の皆さんの意識や現在の札幌市内の情勢において、防犯カメラの設置及び運用に係る適正化を円滑に普及させていくためには、ガイドラインによって事業者等の皆さんの理解や協力を得ていくことが、適当であると考えております。</p> <p>また、ガイドラインに沿った運用を適正に行っている事業者等の登録・公表のあり方などについては、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>設置者は、以下の点について札幌市に届出ることとし、札幌市は届出のあった情報を情報公開の対象とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カメラの設置（ 2 件 ） ・ 管理運用基準（ 1 件 ） 	
	<p>このガイドラインに沿った適正なカメラの設置・運用を宣言する事業者を札幌市で登録して市民に公表してはどうか。</p> <p>(2 件)</p>	
罰則	<p>画像の違法な外部提供や利用（売却）等に対する罰則を個人情報保護法に則り、記載すべきである。</p> <p>(2 件)</p>	<p>このたびのガイドラインは、防犯カメラの適正な設置及び運用のために、事業者等の皆さんが配慮すべき必要最低限の事項を示したものです。よって、事業者等の皆さんの理解や協力を得ながら、防犯カメラの設置や運用に係る適正化を促進していくことを目指しております。</p>
	<p>罰則を追加することは、適当ではない。</p> <p>(2 件)</p>	

【公表後に関すること（13件）】

項目	意見の概要	札幌市の考え方
<p>実効性の確保・周知</p>	<p>このガイドラインの趣旨や詳細がわかるような解説を作成するなど、実効性の確保を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（10件）</p>	<p>このガイドラインを普及させていくためには、事業者の皆さんの理解と協力を得ていくことが何よりも重要であると考えております。</p> <p>そのために、以下の周知活動を実施していく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットの配布 ・ 地下鉄車両へのポスター掲出 ・ 広報さっぽろや経済関係誌への記事掲載 ・ ホームページへの掲載 <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>事業者を対象にしたものであるなら、それを全面に出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（1件）</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、パンフレットにガイドラインの対象をわかりやすく記載いたします。</p>
<p>見直し</p>	<p>ガイドライン公表後も事業者の実施状況・問題点を継続的に調査し、さまざまな意見を踏まえて見直し等を行うことを望む。</p> <p style="text-align: right;">（2件）</p>	<p>公表後、一定期間を経過した後、改めてガイドラインの普及状況に関する調査等を検討していきます。</p>

【ガイドライン（素案）に対する意見以外のもの（26件）】

意見の趣旨のみ掲載させていただきます。

概要	
防犯カメラの必要性は認めつつも、プライバシー保護に不安を抱くとするもの	(11件)
安全安心の確保のために、防犯カメラの設置は必要であるとするもの	(7件)
防犯カメラには、犯罪予防の効果が全くない又はほとんどないとするもの	(3件)
防犯カメラの設置を要望するもの	(2件)
一地方自治体ではなく、国レベルで法律により規定するべきとするもの	(1件)
防犯カメラの販売店に対して、誰に販売したのか記録させてはどうかというもの	(1件)
市民アンケートの結果の表現に関するもの	(1件)

札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

防犯カメラ

犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラをいう。

画像

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。

3 設置目的の明確化及び撮影の範囲

防犯カメラを設置し、撮影する場合には、以下の点に留意する。

設置の目的を明確にすること。

目的を達成するために必要な範囲に限って撮影すること。

4 管理及び運用の体制

次の各号に掲げる体制により、防犯カメラ及び画像を管理し、運用する。

防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。

設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。

設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ

の操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 設置の表示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する。

6 画像の適正な管理

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な管理を行う。

画像記録装置の設置場所

防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置する。

画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。

画像の保存期間

画像の保存期間は、原則として1か月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

7 画像の適正な利用

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な利用を行う。

画像の加工禁止

画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

知り得た情報の秘匿

画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

目的外利用及び外部提供の禁止

ア 画像及び知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、

捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合

(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ アのいずれかに該当する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

8 苦情に対する迅速かつ適切な処理

設置者は、防犯カメラの設置等に関する苦情の迅速かつ適切な処理をする。

9 設置基準の作成

設置者は、防犯カメラの設置等に当たって、3から8に沿った基準を作成する。

設置者は、管理責任者及び操作担当者に当該基準を遵守させる。

防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる。